

滝沢村交流拠点複合施設等設計業務プロポーザル 《実施要領》

I 一般事項

1 趣旨

本村は、平成 21 年に村政 120 周年を迎えました。かつては純農村地帯であったものの、県都盛岡市に隣接する立地条件から、盛岡市のベットタウンとして開発が進められ、今や人口は 5 万 3 千人を超えた人口日本一の村となりました。

最近では、滝沢地域社会をさらに発展させていくため、『人口日本一の村から住民自治日本一の市』を目指し、平成 26 年 1 月を目処に市制移行の準備を始めています。

本村においては、こうした人口が増加する中、地域コミュニティにおいては、新旧住民の融和が求められ、全村に自治会や分野別団体の組織化を積極的に推進し、現在では住民のまちづくりに対する関心が高く、各々の住民団体の活動も活発化してきており、さらに、いち早く住民協働の理念を立ち上げ、住民組織と行政との協働活動が進められています。

こうしたなか滝沢村は、既存の公民館・図書館など施設の老朽化、狭隘などが否めず、リニューアルの時期となっており、役場前に、住民の様々な学習活動を支援し、気軽に集い、交流することで住民活動の活発化を促進し、ひいては個々の住民や住民団体の活動から生まれる村全体の活性化のため、『交流拠点複合施設』を整備していくこととなりました。

さらに、本村では、滝沢ブランドの創出を推進しており、地域住民との交流、農村と都市との交流を促進し、新たな付加価値を生み出す新産業や地域製品のブランド力向上、併せて観光や産業活性化のため、『産業雇用創造センター』を整備していきます。

その他、滝沢村消防団第 4 分団 1 部の消防屯所は、村内で唯一独立した屯所ではなく、盛岡西消防署滝沢分署内の一角を間借りしており、施設の狭隘、車庫不足などにより不便を強いられていることから、『消防屯所』を整備していきます。

これら施設整備にあたっては、これまでの公共施設の概念に捉われることなく、新たな可能性を開くことのできるような施設を目指しています。そこで、こうした公共施設の実現のため、また、役場庁舎をはじめとした公共公益施設群としての特長を最大限活かしつつ、本村の核となる施設を目指すため、宅地造成も含めた 3 棟の建物、空間構成、デザインなど、これら一体的・総合的な検討が重要です。

そのため、本施設整備にあたり、広く技術提案を求め、創造性、技術性、経済性に優れ、さらに市民や行政と一体となってワークショップなどを行いながら計画案を練り上げていくことができる、本業務にもっとも適した建築家（設計者）をパートナーとして選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

2 プロポーザルの概要

- (1) 名称 滝沢村交流拠点複合施設等設計業務プロポーザル
- (2) 方法 公募型プロポーザル

3 主催及び事務局

- (1) 主催者 滝沢村
- (2) 事務局 滝沢村住民環境部交流拠点整備室
〒020-0192 岩手郡滝沢村鶉飼字中鶉飼 55 番地
TEL019-684-2111(代) FAX019-684-1517
E-Mail: kyoten@vill.takizawa.iwate.jp

4 計画の概要

(1) 計画地の概要

- ①敷地の位置 岩手県岩手郡滝沢村鶉飼 地内
- ②開発区域 市街化区域編入面積 4.3ha のうち、既存及び整備予定道路敷きを除く面積約 3.6ha
- ③用途地域 第二種住居地域 (建ぺい率 60%、容積率 200%)
- ④防火地域 指定なし (建築基準法第 22 条区域)
- ⑤地区計画 鶉飼地区地区計画
- ⑥周辺道路 東側 村道 (仮称) 第 1 先古川線 W=16m (別設計整備予定道路)
西側 村道下鶉飼線 W=6m (本設計により拡幅整備)
南側 村道下鶉飼 1 号線 W=4m (本設計により拡幅整備)
北側 主要地方道盛岡環状線 W=16m (本設計により計画検討)
- ⑦その他 鶉飼地区地区計画、敷地関係図、道路計画平面図、柱状図などの資料は、別添参考資料のとおり。

(2) 施設の概要

- ①構 造 建築基準法等関係法令に適合したもの
- ②建物の内容など (延床面積)
 - ア 交流拠点複合施設 5,000 m²程度
 - 〔内訳〕 図書館 1,000 m²程度
 - ホール 1,200 m²程度
 - コミュニティ施設 2,800 m²程度 (共用廊下など含む)
 - イ 産業雇用創造センター 900 m²程度
 - ウ 消防屯所 300 m²程度
 - エ その他の施設の内容等は、「滝沢村交流拠点複合施設基本計画」、「滝沢村産業雇用創造センター基本構想」、「滝沢村消防施設 (滝沢村消防団第 4 分団 1 部消防屯所) 基本構想」のとおり。

③付帯施設（造成詳細設計＋外構設計 1式）

ア 開発区域の造成詳細設計	1式
イ 屋外多目的スペース	2,000㎡程度
ウ 駐車場	300～400台程度（3棟分）
エ 防災スペース	6,400㎡以上
（□80m×80m以上とし、駐車場、屋外多目的スペースと兼用可）	
オ 雨水流出抑制施設	3,500㎡程度

（様々な方法により大きさが変動するため、確定したものではありません。）

- ④想定事業費 概ね 35 億円程度（用地買収費、造成工事、本体工事 3 棟分、外構工事、調査・設計・監理委託、備品等を含む概算事業費総額（消費税込み）ただし、確定したものではありません。）

(3) 事業スケジュール（予定）

平成 24 年度	基本設計、地質調査、用地交渉
平成 25 年度	用地取得、実施設計、造成工事
平成 26 年度	造成工事、本体工事
平成 27 年度	本体工事、外構工事
平成 28 年度	施設 OPEN

5 プロポーザル実施スケジュール

- (1) 実施要領等の請求受付期間
平成 24 年 4 月 23 日（月）～平成 24 年 5 月 23 日（水）
- (2) プロポーザル参加に係わる質問書の受付期限
平成 24 年 5 月 9 日（水）正午まで
- (3) 質問書に対する回答期限
平成 24 年 5 月 16 日（水）
- (4) 参加表明書の提出期限
平成 24 年 5 月 23 日（水）
- (5) 参加資格要件審査の回答期日
平成 24 年 5 月 30 日（水）
- (6) 技術提案書の提出期限
平成 24 年 6 月 27 日（水）
- (7) 技術提案書による一次審査
平成 24 年 7 月 4 日（水）、7 月 13 日（金）（予定）
- (8) 公開ヒアリング及び二次審査
平成 24 年 7 月 31 日（火）（予定）

6 実施要領の交付

- (1) 交付方法 実施要領の交付は、事務局の窓口及び滝沢村ホームページ上で行います。(実施要領及び各種申請書類は、滝沢村ホームページ上からダウンロードできます。) 郵送請求する場合は、事務局宛に返信先を明記し、返信用切手 390 円を添えて郵送で請求すること。
- (2) 交付期間 平成 24 年 4 月 23 日 (月) から平成 24 年 5 月 23 日 (水) まで午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (土曜、日曜、祝日を除く)
- (3) 交付場所 事務局：滝沢村住民環境部交流拠点整備室
(ホームページアドレス：<http://www.vill.takizawa.iwate.jp>)

II 審査・選定

1 選定の方法

所定の参加表明書及び資格審査資料を提出した者のうち、参加資格を満たす者が技術提案書を提出できます。

参加資格を満たさない者から参加表明書の提出があった場合には、該当者にその旨を通知し、その者は、技術提案書を提出することはできません。

技術提案書の提出のあった者の中から、第 1 次審査 (書類審査) により 5 者程度を選定し、後日、第 1 次審査で選定された者を対象に、第 2 次審査として公開ヒアリングを実施し、最終選考の上、最優秀及び優秀各 1 者を選定します。

2 参加資格

- (1) 参加者は、次のすべての要件を満たしていること。
- ① 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ② 参加表明書の提出時点において、国及び地方公共団体から、建設コンサルタント業務 (地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務のすべて) に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ③ 滝沢村競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
 - ④ 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を受けていること。
 - ⑤ 平成 8 年以降に竣工した次の全ての施設の建築設計実績を有していること。
 - ア 延床面積 500 m²以上の図書館又は図書室
 - イ 客席 300 席以上の文化ホール
 - ウ 延床面積 3,000 m²以上の文化的施設※

※：文化的施設とは、劇場、観覧場、公会堂、コンサートホール、地区コミュニティ施設、公民館、図書館、博物館、美術館、ギャラリー、郷土資料館、保健センター、福祉センターなどの施設。

⑥会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

⑦設計共同体による参加は認めないものとする。ただし、協力者（協力事務所）を加えることができます。

3 参加表明書の提出

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出書類 | 『提出書類作成要領』に規定する書類 |
| (2) 提出期限 | 平成 24 年 5 月 23 日（水） |
| (3) 提出場所 | 事務局：滝沢村住民環境部交流拠点整備室 |
| (4) 提出部数 | 1 部 |
| (5) 提出方法 | 持参又は郵送とします。電子メール、ファクシミリによる提出は受理しません。持参する場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで |
| (6) 資格審査 | 参加申込者の資格要件等を確認し、平成 24 年 5 月 30 日（水）午後 5 時までに事務局から電子メールもしくはファクシミリで参加資格要件確認結果を通知します。 |

4 質問及び回答

質問は、質問書（別紙 1）の提出により行うこととし、口頭による質問は受け付けません。

(1) 質問書の提出

- | | |
|-------|----------------------------------|
| ①提出期限 | 平成 24 年 5 月 9 日（水）正午まで |
| ②提出場所 | 事務局：滝沢村住民環境部交流拠点整備室 |
| ③提出方法 | 質問書（別紙 1）により作成し、電子メールにより提出して下さい。 |

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、平成 24 年 5 月 16 日（水）までに滝沢村ホームページ上に掲載します。なお、質問への回答内容は、本実施要領等の追加又は修正とみなします。

5 技術提案書の提出

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 提出書類 | 「提出書類作成要領」に規定する書類 |
| (2) 提出期限 | 平成 24 年 6 月 27 日（水） |
| (3) 提出場所 | 事務局：滝沢村住民環境部交流拠点整備室 |
| (4) 提出部数 | 要領による（提案者名は 1 部のみに明記して下さい） |

- (5) 提出方法 提出する提案は1案とし、持参又は郵送とします。また、要求した内容以外の書類、図面等は受理しません。持参する場合は、土曜、日曜、国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。
- (6) 再提出等 提出後の内容の変更及び追加、再提出は認めません。
- (7) 費用負担 提出図書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とします。

6 設計者の選定

(1) 審査委員会

設計者の選定は、下記の7名の委員で組織する滝沢村交流拠点複合施設等設計業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行います。

委員（○委員長、敬称略）

○狩野 徹（岩手県立大学 社会福祉学部福祉経営学科長）（※）

北原 啓司（弘前大学 教育学部副学部長）

吉野 英岐（岩手県立大学 総合政策学部総合政策学科 教授）

瀬川 幸男（滝沢村自治会連合会）（※）

上野 カナエ（滝沢村地域婦人団体連絡協議会）（※）

多田 晃子（滝沢村 男女共同参画サポーターの会）（※）

南 敏幸（滝沢村 副村長）

※滝沢村交流拠点複合施設基本計画作成検討委員会委員

(2) 選定基準

別添「技術提案評価項目表（評価基準）」での配点及びヒアリング（2次審査）により評価します。

7 技術提案書の審査・選定

(1) 第1次審査（書類審査）

技術提案者の中から、審査委員会において「事務所の実力」、「担当チームの能力、対応」、「課題に対する提案」等について、別添「技術提案評価項目表（評価基準）」により評価を行い、第1次審査合格者を5者程度選定します。

(2) 第1次審査の結果

第1次審査の結果は、技術提案者全員に文書で通知します。審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けません。

(3) 第2次審査（公開ヒアリング）

第1次審査で選定された者を対象に、以下の概要でヒアリングを公開で実施し、総合評価のうえ、最優秀及び優秀各1者を選定します。

- ①技術提案書の説明は、提出済みの技術提案書データにより、プロジェクター等を使用し15分以内で行います。プロジェクター及びパソコンは用意します。なお、提出済書類以外の資料の追加は、認めません。

- ②説明後、審査委員によるヒアリングを15分以内で行います。
 - ③説明者は、技術提案書に記載した管理技術者1名、意匠担当技術者1名、その他の担当技術者2名以内の合計4名以内（機材操作者も含む。）とします。
 - ④その他、詳細につきましては、第1次審査で選定された者に通知します。
- (4) 第2次審査結果の通知について
- 第2次審査については、第2次審査参加者全員に速やかに結果を文書で通知します。審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けません。

III その他

1 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 公募の公告日から審査が終了する日（第2次審査結果通知日）までにおいて、審査委員や事務局関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 期日を守らなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類作成要領に違反する表現をした場合
- (5) その他、審査委員会が本要領に違反すると認める場合

2 設計業務委託

- (1) 業務の名称 滝沢村交流拠点複合施設等設計業務
- (2) 履行場所 岩手郡滝沢村鶴飼 地内
- (3) 業務内容 交流拠点複合施設、産業雇用創造センター、消防屯所の基本設計及び実施設計並びに同施設整備に伴う造成詳細設計及び地質調査
- (4) 履行期間 平成24年10月から平成26年3月（予定）
- (5) 委託契約
 - ①審査委員会が特定した最優秀者は、当該業務に係る委託契約の契約交渉を行います。ただし、最優秀者が契約までの間に、失格事項が判明した場合又は辞退した場合は、優秀者と契約交渉を行います。
 - ②契約の手続きは、滝沢村財務規則（平成11年4月1日規則第15号）の定めによります。
 - ③本業務の委託料は、滝沢村が定める予算額225,068千円（税込み）以内とします。

3 受注資格の喪失

本業務を受注した一級建築士事務所（協力事務所を含む。）が製造業及び建設業等の企業と関連を有する場合、当該関連企業は、本契約に関する全ての建設業務の受注資格を失います。

4 技術提案書の取扱い

- (1) 技術提案書提出後において、設計者の特定までの間は技術提案書に記載された内容の変更は認めません。
- (2) 技術提案書に記載した予定技術者は、本業務がすべて終了するまで原則として変更できません。ただし、特別な理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの滝沢村の承諾を得なければなりません。
- (3) 設計等の作業については、選定者の技術提案書に記載された提案等を反映しつつ、発注者との協議により進めるものとします。
- (4) 提出されたすべての技術提案書は返却しません。
- (5) 提出された技術提案書等は、選定作業などに必要な範囲において複製を作成する場合があります。
- (6) 提出された技術提案書などは、技術提案者特定後一定期間公表する場合があります。

5 その他

- (1) 本プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募しようとする者の負担とします。
- (3) 現地視察は自由ですが、田畑又は民地への立入りはご遠慮ください。なお、近隣住民等へ迷惑が掛からないよう、十分に配慮してください。

6 配布資料

[別添参考資料]

- A 敷地関係図（1/5,000、1/2,500、1/1,000）
- B ボーリング資料
 1. 平成23年度滝沢村役場駐車場造成測量設計業務
 2. 滝沢村役場庁舎建設予定地地質調査（昭和56年3月）
 3. 平成17年度滝沢南中学校北校舎建設用地地質調査業務
- C 調整池の容量算定資料
- D 道路計画平面図（1/5,000、1/2,500、1/1,000）
- E 鵜飼地区地区計画資料

[公表済資料]

- 資料 1 滝沢村交流拠点複合施設基本計画書
- 資料 2 滝沢村産業雇用創造センター基本構想
- 資料 3 滝沢村消防施設（滝沢村消防団第 4 分団 1 部消防屯所）基本構想
- 資料 4 滝沢村交流拠点複合施設検討委員会提言書
- 資料 5 滝沢村交流拠点複合施設の役割と方向性

(別紙1)

質 問 書

平成 年 月 日

滝沢村長 柳 村 典 秀 様

住 所 〒 -

商号又は名称

代表者職氏名

(^(ふりがな)
担当者名
担当者電話番号
電話番号
E-mail)

滝沢村交流拠点複合施設等設計業務に係る公募型プロポーザルに関し、下記のとおり質問します。

質 問 事 項